

平成 28 年 1 月からマイナンバーの利用がはじまります

平成 28 年 1 月より、個人番号(マイナンバー)制度の利用開始にともない、申請書にマイナンバーの記入が必要となります。また、申請書提出時には、①記入したマイナンバーが正しいものであるかの確認と、②本人確認(そのマイナンバーの正しい持ち主であるかの確認)をするための書類提示をお願いすることとなります。

【書類の参考例】



① 正しいマイナンバーであることの確認できる書類の例

- 個人番号カード 通知カード
- 個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書 など

② 本人確認ができる書類の例

ア) 1つの提示で確認できるもの(顔写真つきで、氏名、生年月日または住所の記載があるもの)

- 個人番号カード 運転免許書 旅券(パスポート)
- 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 など

イ) 2つ以上の提示で確認できるもの

- 健康保険証 年金手帳 特別児童扶養手当証書
- 障害福祉サービス受給者証 障害児通所(入所)受給者証
- その他、国または地方公共団体が発行した書類 など

上記にない書類で確認できるかなど、詳しくは地域福祉課までお問い合わせください。

(注) 代理人による申請および郵送による申請が行える事業の必要書類については、裏面をご覧ください。

だいにりにん しんせいしよ ていしゅつ ぼあい つぎ てん ようい
●代理人が申請書を提出される場合は、次の3点をご用意ください。

- (1) 委任状（原本）
(2) 申請者のマイナンバーを確認できる書類

- こじんばんごう つうち
・個人番号カード ・通知カード
こじんばんごう きさい じゅうみんひょう うつ じゅうみんひょうきさいじこうしょうめいしよ
・個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書

- だいにりにん みもとかくにん しよるい
(3) 代理人の身元確認ができる書類

ア) 1つの提示で確認できるもの（顔写真つきで、氏名、生年月日または住所の記載のあるもの）

- こじんばんごう うんでんめんきよしよ りよけん
・個人番号カード ・運転免許書 ・旅券（パスポート）
しんたいしやうがいしやてちやう りやういくてちやう せいしんしやうがいしやほけんふくしてちやう
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など

イ) 2つ以上の提示で確認できるもの

- けんこうほけんしやう ねんきんてちやう とくべつじどうふやうてあてしやうしよ
・健康保険証 ・年金手帳 ・特別児童扶養手当証書
しやうがいふくし じゆきゆうしやしやう しやうがいじつうしよ にゆうしよ じゆきゆうしやしやう
・障害福祉サービス受給者証 ・障害児通所（入所）受給者証
た くに ちほうこうきやうだんたい はつこう しよるい
・その他、国または地方公共団体が発行した書類 など

ゆうそう しんせいしよ ていしゅつ ぼあい つぎ てんぶ
●郵送で申請書を提出される場合は、次のものを添付してください。

I. ご本人が郵送で提出する場合

- おもてめん ただ かくにん しよるい ほんにんかくにん
・表面「①正しいマイナンバーであることの確認ができる書類」および「②本人確認
ができる書類」の写し

II. 代理人が郵送で提出する場合

- いこんじやう げんぼん
・委任状（原本）
じやうき しんせいしや かくにん しよるい だいにりにん みもと
・上記（2）「申請者のマイナンバーを確認できる書類」および（3）「代理人の身元
確認ができる書類」の写し

お問い合わせ先
岬町役場 地域福祉課
TEL : 072-492-2700
FAX : 072-492-5814